

各医療機関管理者 殿

茨城県保健医療部感染症対策課長

感染症法に基づく「医療措置協定」締結に先立つ事前調査等について（依頼）

日頃から本県の感染症対策の推進についてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）により、都道府県と医療機関との医療措置協定の締結等について、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなっております。

つきまして、各医療機関におかれましては、「医療措置協定」締結に先立つ事前調査として、下記について 7 月 18 日（火）までに御回答いただきますようお願いいたします。

記

（1）依頼事項

①感染症法に基づく「医療措置協定」締結に先立つ事前調査

- ・ 昨年成立した改正感染症法により、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定（病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、人材派遣）を締結する仕組みが法定化されました。
- ・ 協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関は「第一種協定指定医療機関」として、発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関は「第二種協定指定医療機関」として、それぞれ都道府県知事による指定を受けることとなります。
- ・ 今回の調査は、医療措置協定の円滑な協議・締結作業に資するよう、令和 5 年 5 月 26 日付け厚生労働省通知「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」に基づき、現時点での各医療機関の状況等を把握するものになりますので、今回の回答により今後の協定内容が決定されることはありません。
- ・ 回答に当たっては、事前に医療措置協定の概要を説明した動画をご覧ください回答いただきますようお願いいたします。

【医療措置協定の概要の説明動画】

(URL) <https://youtu.be/VI2v-sGKL94>

※スマートフォンでご覧いただく場合は、右記の QR コードを読み込んでください。



(参考) 令和 5 年 5 月 26 日付け厚生労働省通知「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」

・ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230530G0010.pdf>

②医療用物資の追加配布の希望調査

- ・ 令和 5 年 6 月 30 日付け厚生労働省事務連絡「医療用物資の追加配布の実施について」に基づき、今後の感染拡大への備えや医療措置協定※に基づく備蓄整備のため、国から各医療機関へ医療用物資を追加配布することになりました。

※医療措置協定締結医療機関（病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所）では、協定において个人防护具（PPE）の備蓄について規定することができる（任意的記載事項）こととされ、都道府県が作成する予防計画において、医療措置協定を締結した医療機関（うち病院、診療所及び訪問看護事業所）の 8 割以上が使用量 2 ヶ月分以上の个人防护具の備蓄を実施することを目標に設定すること等としている。

- ・ 配布を希望する医療機関は、あらかじめ県に対して配布を希望する品目及び数量を報告いただく必要がございますので、以下の「留意事項」を確認のうえ、回答いただきますようお願いいたします。
- ・ なお、本年度、国では季節性インフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資について、別途配布の予定は現在のところないとのことなので、ご留意願います。

(参考) 令和5年6月30日付け厚生労働省事務連絡「医療用物資の追加配布の実施について」

・ <https://www.mhlw.go.jp/content/001116250.pdf>

【医療用物資の配布に係る留意事項】

1. 配布する医療用物資について

- ・ 今回配布されるのは、N95等マスク、フェイスシールド、長袖ガウン、非滅菌手袋、防護服になります。
- ・ 各医療用物資について銘柄、素材・サイズ等の指定はできません。
- ・ 外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合があります。
- ・ 希望多数の場合は、連絡なく、医療用物資の種類や数量を調整する場合があります。
- ・ 今冬の季節性インフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布予定はありません。今後の感染拡大の備えや備蓄整備のために必要な数量を希望することができます。

2. 医療用物資の配送について

- ・ 令和5年8月から年内を目途に順次発送されますが、希望多数の場合は配送時期が変更になる場合があります。 発送時期のご要望、お問い合わせはご遠慮ください。
- ・ 発送連絡はいたしません。発送人は茨城県又は厚生労働省です。
- ・ 希望された医療用物資は複数回にわけて配送する場合があります。

3. 申込みについて

- ・ お申込みは1医療機関につき、1回限りとなります。
- ・ N95等マスク、フェイスシールド、長袖ガウン、非滅菌手袋は100枚単位、防護服は30枚単位でお申込みください。
申請例) N95等マスク 600枚、非滅菌手袋 2,400枚、防護服 120枚
- ・ 申請後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。

(2) 回答期限

- ・ 各医療機関におかれましては、①及び②の回答につきまして、7月18日（火）までに別添の調査回答フォーム URL より回答いただきますようお願いいたします。

(URL) https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=44015

※スマートフォンでご回答いただく場合は、右記のQRコードを読み込んでください。



<本通知に関するお問い合わせ>

①について

茨城県保健医療部感染症対策課 秋葉、箭原（やはら）、渡辺
電話 029-301-5157

②について（医療措置協定を除く）

茨城県保健医療部医療局薬務課 梅澤
電話 029-301-3384